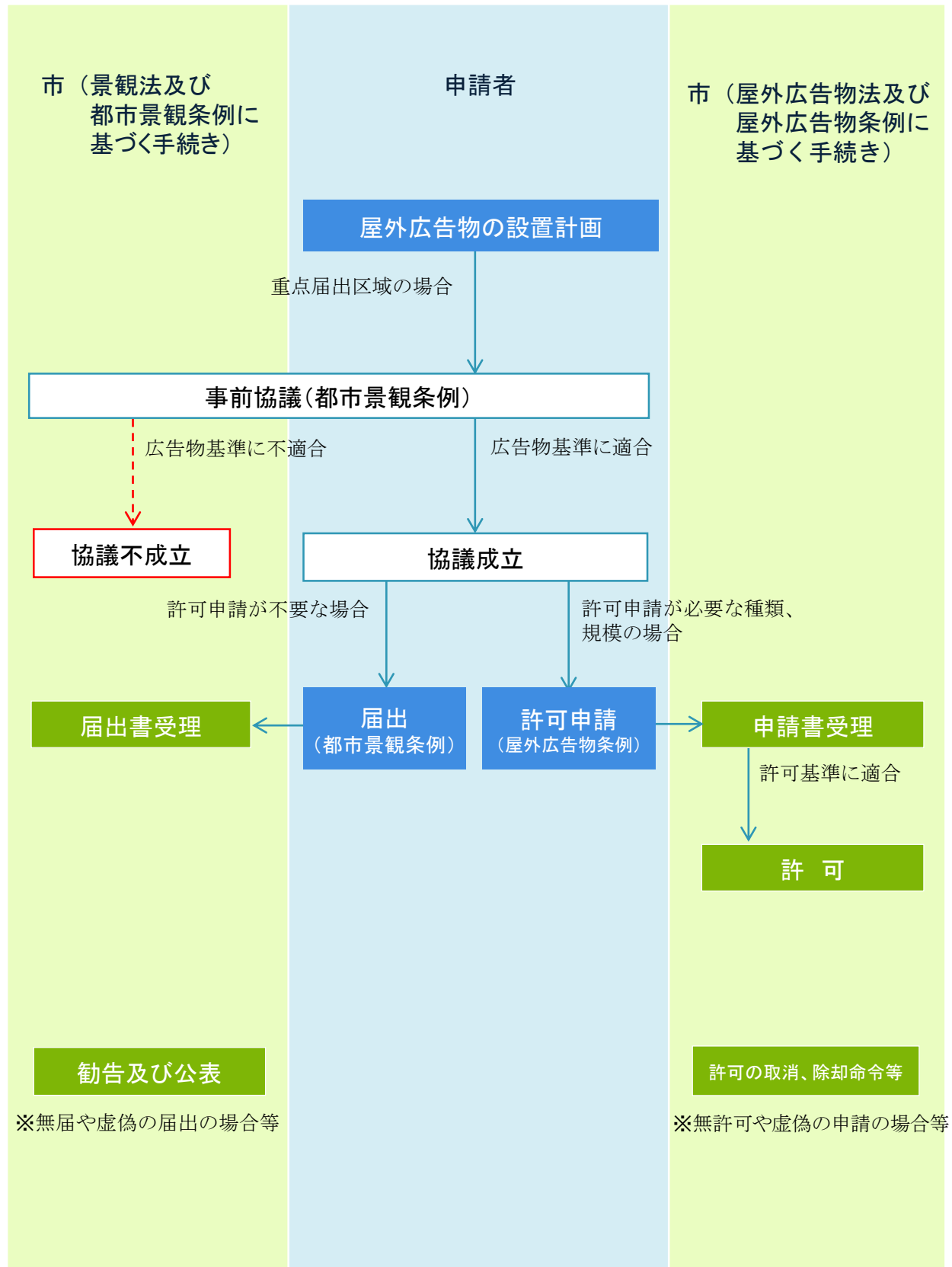


(資料2) 景観計画に基づく届出制度の概要 (屋外広告物)

許可申請・届出の流れ



許可申請・届出制度

- 重点届出区域内においては、屋外広告物条例に基づく許可申請及び都市景観条例に基づく届出の前の段階で、屋外広告物の意匠、設置位置、及び大きさ等に関する事前協議を行う。
- 申請又は届出内容が広告物基準に適合しない場合は、勧告及び公表等の対象となる。

事前協議等の対象となる行為、範囲及び種類

【都市景観条例に基づく事前協議】

- 重点届出区域内での新設又は変更(意匠のみの変更を含む。)

【屋外広告物条例に基づく許可申請(新規及び変更)】

- 屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の規定によるもの

【都市景観条例に基づく届出】

- 重点届出区域内での新設又は変更(意匠のみの変更を含む。)のうち、**屋外広告物条例に基づく許可申請(新規及び変更)以外のもの**

重点届出区域の各地区の対象範囲

【御堂筋地区・堺筋地区・四つ橋筋地区・なにわ筋地区・国道2号地区】

- 当該街路に面する敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象。(ただし、当該街路から視認できないものを除く)

【土佐堀通地区】

- 当該街路に面する敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象。(ただし、当該街路の南側敷地内の、当該街路から視認できないものを除く)

【中之島地区】

- 当該地区内の敷地内に表示されるすべての屋外広告物が対象。